

指定障害児通所支援事業者等
指定申請について
(てびき)

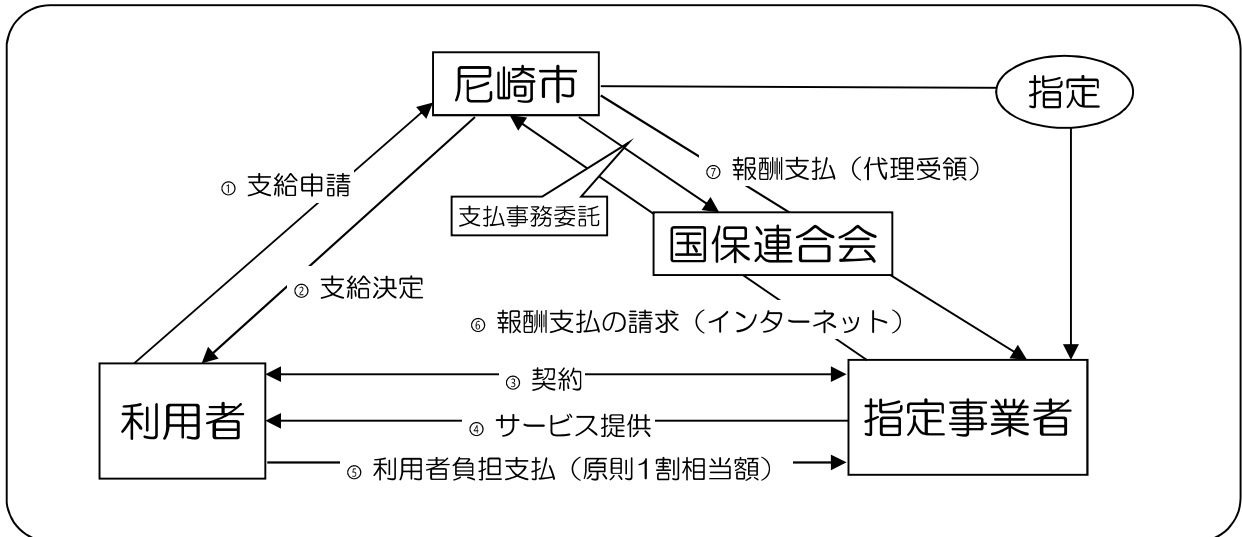
尼崎市
(令和2年度版)

概要

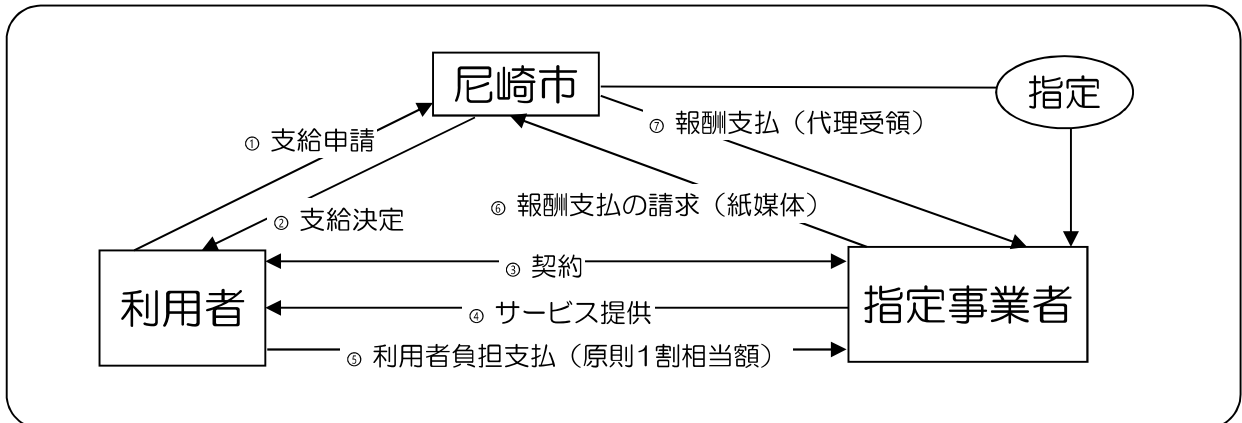
指定通所支援等を利用する障害児の保護者には、居住地の市町村からサービスを利用するための費用として、障害児通所給付費等が支給されます（実際には、この費用はサービス提供事業者による代理受領方式をとりますので、市町村から事業者を支払われます）。

指定通所支援等を提供する事業者は、指定権者により事業者の指定を受ける必要があります。このときは、指定通所支援等の事業者指定を受けるために必要な要件等の概要を説明したものであり、サービスごとの詳細な内容には触れておりませんので、申請を行う際には、必ず事前に担当者にご相談ください。

【指定通所支援利用の仕組み（国保連合会へのインターネット請求）】



＜参考＞【移動支援・日中一時支援サービス（地域生活支援事業）利用の仕組み（市への直接請求）】



主たる事業所の所在地が尼崎市内にある場合、尼崎市において事業所の指定等を行います。対象となるサービスは以下のとおりです。

- 指定障害児通所支援事業者
（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）
- ※ 障害児入所施設等の指定については、兵庫県が行います。

指定障害児通所支援事業者等の指定について

指定障害児通所支援事業者等の指定申請を行う者は、以下の要件を満たす必要があります。

- 法人格を有すること
 - 申請者及び管理者が暴力団員等でないこと
 - 事業所の運営に暴力団等の支配を受けないこと
 - 指定基準を満たし、適正な運営が見込めること
 - 児童福祉法第21条の5の15第3項の欠格事由に該当しないこと（次頁参照）
- 指定申請の手続きについて
- 指定日（事業開始が可能となる日）は、原則として毎月1日です。申請が混み合う場合もありますので、指定日については、担当者と事前によく相談してください。
 - 指定申請書類の提出前に、事前相談を行います。訪問系サービスの場合は事業開始希望日の2～3ヶ月前に、通所支援系サービスの場合は3～5ヶ月前頃より事前相談へお越しください。
 - 書類審査に約一ヶ月の期間（補正に要する期間を除く）を要しますので、指定申請書類は事業開始希望日の前々月の15日までには必ず提出してください。
 - 申請書類の提出は、直接窓口へご持参ください。（来庁が困難な場合はご連絡ください。）
 - 指定の有効期間は、6年間です。
 - 申請書類は正副2部作成し、副本は申請者において保管してください。
- 主な関係法令
- 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）
 - 児童福祉法施行令（昭和23年3月31日政令第74号）
 - 児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生労働省令第11号）
 - 尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年12月21日尼崎市条例第55号）
 - 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）
 - 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号）
 - 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）
 - 児童発達支援ガイドライン（平成29年7月24日障発0724第1号）
 - 放課後等デイサービスガイドライン（平成27年4月1日障発0401第2号）
 - 保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書（平成28年度障害者総合福祉推進事業）

【児童福祉法第21条の5の15第3項各号の規定】（一部抜粋）

1	申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。
2	当該申請に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第二十一条の五の十九第一項の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。
3	申請者が、第二十一条の五の十九第二項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害児通所支援事業の運営をすることができないと認められるとき。
4	申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
5	申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
5の2	申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
6	申請者が、第二十一条の五の二十四第一項又は第三十三条の十八第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はその障害児通所支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この条及び第二十一条の五の二十四第一項第十一号において「役員等」という。）であつた者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
7	申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるものうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第二十一条の五の二十四第一項又は第三十三条の十八第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
8	削除
9	申請者が、第二十一条の五の二十四第一項又は第三十三条の十八第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第二十一条の五の二十四第四項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
10	申請者が、第二十一条の五の二十二第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十一条の五の二十四第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第二十一条の五の二十四第四項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
11	第九号に規定する期間内に第二十一条の五の二十四第四項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該事業の廃止の届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
12	申請者が、指定の申請前五年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
13	申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第九号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
14	申請者が、法人でない者で、その管理者が第四号から第六号まで又は第九号から第十二号までのいずれかに該当する者であるとき。

(例) 新規申請の流れ
11月1日より事業を開始したい場合

	訪問系サービス	通所支援系サービス
6月		通所支援系サービスの場合、物件の確認等
7月		初期相談（設備基準、児童発達支援管理責任者の要件、消防との協議経過確認等）～申請書類作成
8月	初期相談（児童発達支援管理責任者の要件確認等）～申請書類作成	
9月	15日までに申請書類一式を提出	15日までに申請書類一式を提出
10月	審査	審査
11月	事業開始	事業開始

- ※ 事業開始日以降、届出の内容に変更があった場合は、変更届出書に必要書類を添付して提出してください。
- ※ 事業所の所在地を移転する場合、事前確認事項がありますので、お早めにご相談ください。また、市外への移転の場合は、本市において廃止、移転先の自治体において新規申請が必要となりますので、事前にご相談ください。
- ※ 法人が変更となる場合、事業所の管理体制や職員配置に変更がない場合であっても、事業所として新規申請が必要となる場合がありますので、必ず事前にご相談ください。
- ※ 通所支援系サービスの定員変更等については、事前確認事項がありますので、お早めにご相談ください。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号）より一部抜粋

○ 基準の性格

- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号。以下「基準」という。）は、指定障害児通所支援事業者等が法に規定する指定通所支援を提供するため、必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定障害児通所支援事業者等は、常にその運営の向上に努めなければならない。

○ 基準違反に対する指導監督及び指定の取消し

- 指定障害児通所支援事業者等が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定障害児通所支援事業者等の指定等又は更新は受けられない。
- 基準に違反することが明らかになった場合には、市長は、
 - 相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、
 - 相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、
 - 正当な理由がなく、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができる。
- なお、市長は、
 - の命令をした場合には、事業者名、命令に至った経緯等を公表しなければならない。
- 指定障害児通所支援事業者等が
 - の命令に従わない場合には、市長は、当該指定等を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに係る介護給付費等の請求を停止させること）ができる。
- ただし、市長は、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定等を取り消すこと又は指定等の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(1)次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき

- 指定通所支援の提供に際して通所給付決定保護者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき
- 障害児相談支援事業を行う者、障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して特定の施設を利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき
- 障害児相談支援事業を行う者、障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者から、障害児又はその家族に対して特定の施設を利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を収受したとき

(2)障害児の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき

(3)その他(1)及び(2)に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき

○ 再度の指定申請について

- 指定障害児通所支援事業者等が、運営に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法の定める期間の経過後に、再度当該事業者等から指定障害児通所支援事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとする。

事業者指定の単位について

(1) 従たる事業所の取扱いについて

指定障害児通所支援事業者等の指定等は、原則として指定通所支援の提供を行う事業所ごとに行うものであるが、一定の要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができる。

【対象サービス】

児童発達支援（児童発達支援センターで行う場合を除く。）、放課後等デイサービス

○ 人員及び設備に関する要件

ア 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の障害児の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていること。

イ 「従たる事業所」の利用定員が5人以上であること。

ウ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。

○ 運営に関する要件

ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。

イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。

ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。

オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。

(2) 多機能型事業所について

【定義】

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援、指定保育所等訪問支援並びに指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型及びB型の事業のうち2つ以上の事業を一体的に行うことをいう。

【設備の特例】

多機能型事業所については、当該各指定通所支援ごとに必要とされる相談室、洗面所、便所及び多目的室等を兼用することができる。ただし、事業所全体の利用定員と比して明らかに利便性を損なう面積規模である場合など、サービス提供に支障があると認められる場合は、この限りではない。

【利用定員の特例】

- ・（指定通所支援の事業のみを行う多機能事業所に限る）の利用定員の合計数は全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上（主として重症心身障害児を通わせる多機能事業所にあつては、5人以上）とすることができる
- ・（指定通所支援の事業のみを行う多機能事業所を除く）の利用定員の合計数が20人以上である場合は、当該多機能事業所において実施する指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上とすることができる。

【従業員の員数】

- ・（指定通所支援の事業のみを行う多機能事業所に限る）当該多機能事業所の職務に専従するものとし、各指定障害児通所支援事業所ごとに配置とされる従業者間での兼務を可能とする。
- ・（指定通所支援の事業のみを行う多機能事業所を除く）利用定員の合計数が20人未満である多機能事業所において、当該多機能事業所に置くべき常勤の従業者の員数は、各指定障害児通所支援事業所ごとに置くべき常勤の員数にかかわらず、1人以上とする。

(3) 同一法人による複数の事業所が一又は複数の指定通所支援を実施する場合の取扱いについて

- ・ 同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の指定通所支援を実施する場合については、一の指定通所支援又は一の多機能型事業所として取り扱う。
- ・ また、同一法人による複数の事業所が複数の指定通所支援を異なる場所で実施する場合は、(1)の○のイ及びウ並びに○の要件を満たしている場合は、一の多機能型事業所として取り扱うことが可能である。

サービス共通の留意点について

(1) 主たる対象者の特定について

指定障害児通所支援事業者等は、障害種別等にかかわらず利用児を受け入れることが基本とされています。ただし、サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては、あらかじめ、対象とする障害の種類（主たる対象者）を特定して事業を実施することが可能です。

なお、主たる対象者からサービスの利用申込みがあったときは、正当な理由(※)がなければサービス提供を拒否できませんが、主たる対象者以外の者からサービスの利用申込みがあったときは、主たる対象者を定めている理由を説明したうえで、サービス提供を行うことが可能であるときは、サービス提供を行うことは差し支えありません。

※ サービス提供を拒否できる正当な理由

- ・当該事業の利用定員を超える利用申し込みがあった場合
- ・入院治療の必要がある場合
- ・運営規程において「主たる対象者」を定めており、主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定通所支援を提供することが困難な場合

なお、支援の不十分さを伝え利用申込者から断らせる等、実質的に障害の程度等により提供を拒否する場合は、正当な理由にはあたらないものである。

(2) 定款の事業名の記載について

法人の定款において、事業名を明記してください。

(例) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

- ※ 社会福祉法人及び医療法人の場合は、法人所轄庁からの通知に基づいた記載としてください。

(3) 契約について

指定障害児通所支援事業者等は、利用者に対して適切なサービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、事業所の運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、障害児の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、事業所からサービスの提供を受けることにつき利用申込者の同意を得る必要があります。

また、利用者との間でサービスの提供に係る契約が成立したときは、障害児の心身の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき、

- 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 当該事業の経営者が提供するサービスの内容
 - サービスの提供につき通所給付決定保護者が支払うべき額に関する事項
 - サービスの提供開始年月日
 - サービスに係る苦情を受け付けるための窓口
- を記載した書面を交付してください。

(利用申込者の承諾を得た場合には、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法による提供することができます。)

(4) 障害児通所給付費等のインターネット請求について

障害児通所給付費等の請求は、兵庫県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に対し、インターネットにより行っていただきますので、事業者はインターネット請求ができる環境を整えるとともに、国保連に対して必要な手続きを行う必要があります。

サービス事業所の指定が決定すると、事業所情報が国保連に登録され、インターネット請求に関する書類が事業所宛に送付されますので、必要な手続きを行ってください。

インターネット請求に関する準備作業や各種手続き、簡易入力システムへの入力方法などについては、国保連にお問い合わせください。

用語の定義

用語	定義
常勤換算方法	指定障害児通所支援事業所等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害児通所支援事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該障害児通所支援事業所等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。この場合の勤務延べ時間数は、当該障害児通所支援事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数である。
勤務延べ時間数	勤務表上、指定通所支援等の提供に従事する時間として明確に位置づけられている時間又は当該指定通所支援等の提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置づけられている時間の合計数。なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該障害児通所支援事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とする。
常勤	指定障害児通所支援事業所等における勤務時間が、当該指定障害児通所支援事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいう。 当該指定障害児通所支援事業所等に併設される事業所の職務であって、当該障害児通所支援事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たす。 （例）多機能型事業所によって行われる指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスの場合、当該児童発達支援の保育士と当該放課後等デイサービスの保育士とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。
「専ら従事する」、「専ら提供に当たる」、「専従」	原則として、サービス提供時間帯を通じて指定通所支援以外の職務に従事しないことをいう。この場合のサービス提要時間帯とは、従業者の指定障害児通所支援事業所等における勤務時間（児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、サービスの単位ごとの提供時間）をいい、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

障害児通所支援事業に関する人員及び設備基準一覧表

※ 常に次に掲げる人員及び設備基準を遵守し、適正に運営してください。

1 児童発達支援の人員基準及び設備基準
放課後等デイサービスの人員基準及び設備基準

		主として重症心身障害児以外を通わせる場合	主として重症心身障害児を通わせる場合		
人員基準	従業者	人員配置基準上	<ul style="list-style-type: none"> ① 1人以上は常勤 ② 単位ごとにサービス提供時間を通じて、児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（2年以上従事）の合計数が次の区分に応じたそれぞれに定める数以上 <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害児の数が10人まで：2人以上 ○ 10人を超えるもの：2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ③ 上記②のうち、児童指導員又は保育士を半数以上 ※ 機能訓練担当職員をサービス提供時間を通じて専従で配置している場合は、上記の合計数に含めることは可	嘱託医	1人以上
				看護職員	1人以上
				児童指導員又は保育士	1人以上
				機能訓練担当職員	1人以上
				上記以外	指導員等
	児童発達支援管理責任者	1人以上（1人以上は専任かつ常勤）	児童発達支援管理責任者	1人以上	
	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合（必要に応じて配置）			
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（支障がない場合は他の職務との兼務可）				
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指導訓練室（訓練に必要な機械器具等を備えること） ○ 他に、相談室、事務室、手洗い設備、トイレ等が必要 ○ 専ら当該児童発達支援又は放課後等デイサービスの事業の用に供すること（支援に支障がない場合は共用可） 				

2 児童発達支援センターの人員基準及び設備基準

人員基準	従業者	嘱託医	1人以上	—	
		児童指導員及び保育士	○ 単位ごとに総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上 ○ 児童指導員：1人以上 ○ 保育士：1人以上	機能訓練担当職員の数を総数に含めることができる	
		栄養士	1人以上	障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる	
		調理員	1人以上	調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる	
		児童発達支援管理責任者	1人以上	—	
		機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合 (必要に応じて配置)	児童指導員及び保育士の総数に含めることができる	
		主として難聴児を 通わせる場合	言語聴覚士	指定児童発達支援の単位ごとに4人以上	児童指導員及び保育士の総数に含めることができる
			機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合 (必要に応じて配置)	
		主として重症心身 障害児を通わせる 場合	看護師	1人以上	児童指導員及び保育士の総数に含めることができる
	機能訓練担当職員		1人以上 (必置)		
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの (支障がない場合は他の職務と兼務可)				
設備基準	指導訓練室	○ 定員：おおむね10人 ○ 障害児1人当たりの床面積：2.47㎡以上 ※ 主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる場合は除く			
	遊戯室	障害児1人当たりの床面積：1.65㎡以上 ※ 主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる場合は除く	主として重症心身障害児を通わせる場合は設けられないことができる (支援に支障がない場合)		
	屋外遊戯場	事業所付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む			
	医務室・相談室	—			
	調理室・便所	—			
	静養室	主として知的障害のある児童を通わせる場合			
	聴力検査室	主として難聴児を通わせる場合			
	その他	○ 児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等 ○ 専ら当該児童発達支援センターの事業の用に供すること (支援に支障がない場合は他の社会福祉施設との兼用可)			

3 医療型児童発達支援の人員基準及び設備基準

人員基準	従業者	診療所に必要とされる従業者	医療法に規定する必要数
		児童指導員	1人以上
		保育士	1人以上
		看護職員	1人以上
		理学療法士又は作業療法士	1人以上
		児童発達支援管理責任者	1人以上
	機能訓練担当職員	言語訓練等を行う場合（必要に応じて配置）	
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・医師であること ・原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（支障がない場合は他の職務と兼務可） 		
設備基準	医療法に規定する診療所に必要とされる設備※		専ら当該医療型児童発達支援の事業の用に供すること（支援に支障がない場合は※印を除き他の社会福祉施設との兼用可）
	指導訓練室		
	屋外訓練場		
	相談室		
	調理室		
	浴室及び便所には手すり等身体の機能の不自由を助ける設備		
階段の傾斜は緩やかにする			

4 保育所等訪問支援の人員基準及び設備基準

居宅訪問型児童発達支援の人員基準及び設備基準

人員基準	従業者	① 訪問支援員		訪問支援を行うために必要な数
		※ 居宅訪問型児童発達支援の訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後、又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援業務に3年以上従事した者		
	管理者	② 児童発達支援管理責任者		1人以上（専ら当該事業所の職務に従事する者を1人以上）
設備基準	専用区画	専用の事務室	専用の事務室が望ましいが、間仕切りする等明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない	
		受付、相談等のスペース	利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所等訪問支援又は居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品 ○ 手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮 ○ 専ら当該保育所等訪問支援又は居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供すること（支援に支障がない場合は共用可） 		

児童発達支援管理責任者の資格要件

実務経験要件と研修修了要件の両方を満たすことが必要です。

1 実務経験要件

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験が以下の①～③のいずれかを満たしていること。(詳細は、別表「児童発達支援管理責任者の要件に係る実務経験の業務内容及び経験年数について」を参照)

なお、実務経験については、児童発達支援管理責任者に就任する時点で、経験年数を満たしていることが必要。

- ① 相談支援業務及び直接支援業務の期間が通算して5年以上、かつ、高齢者等支援業務の期間を除外した期間が3年以上であること（別表の区分「第1」又は「第3」）
- ② 直接支援業務の期間が通算して8年以上、かつ、高齢者等支援業務の期間を除外した期間が3年以上であること（別表の区分「第2」）
- ③ 相談支援業務及び直接支援業務の通算した期間から、高齢者等支援業務を除外した期間が3年以上、かつ、国家資格の期間が通算して5年以上であること（別表の区分「第4」）

※ 相談支援業務の定義

身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

※ 直接支援業務の定義

身体上若しくは精神上の障がいがある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他の職業訓練又は職業教育等に係る業務

(注) 実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験：業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あること。
例えば5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であること。

2 研修修了要件

別途、研修に関する資料参照

※ 研修に関する経過措置

- やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、発生日から起算して1年間。

別表 児童発達支援管理責任者の要件に係る実務経験の業務内容及び経験年数について

区分	要件に該当する業務内容	経験年数
第1 相談 支援 業務	ア 施設等における相談支援業務従事者 ○ 障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、地域生活支援事業 ○ 児童相談所、児童家庭支援センター、身体（知的）障害者更生相談所、発達障害者支援センター、福祉事務所、保健所、市町村役場 ○ 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、 <u>老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター</u>	従事期間 5年以上
	イ 保険医療機関における相談支援の業務従事者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上（現 介護職員初任者研修）に相当する研修修了者 (3) 国家資格（区分「第4」の※印参照）を有する者 (4) ア・ウ・エに従事した期間が1年以上である者	かつ ゴシック下線を 通算した期 間を除外して 3年以上
	ウ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援の業務に従事者	
	エ 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）における進路相談・教育相談の業務従事者	
	オ その他これらの業務に準ずると知事が認めた業務従事者	
第2 直接 支援 業務	カ 施設及び医療機関等における介護業務従事者 ○ 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、認可保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、 <u>老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床</u> ○ 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、 <u>老人居宅介護等事業</u> ○ 保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所	従事期間 <u>8年以上</u> かつ ゴシック下線を 通算した期 間を除外して 3年以上
	キ <u>特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援業務従事者</u>	
	ク 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）における従事者	
	ケ その他これらの業務に準ずると知事が認めた業務従事者（市町から補助金又は委託による運営されている地域活動支援センター及び小規模作業所）	
第3 有資 格	コ 区分「第2」の直接支援業務従事者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの（訪問介護員2級以上【現 介護職員初任者研修】に相当する研修を修了した者） (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士（区分「第2」に該当しない保育所等に勤務した期間は、実務経験として日数算入は不可） (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	従事期間 5年以上 かつ 区分「第2」 のゴシック下 線を通算した 期間を除外し て3年以上
第4 国家 資格	サ 次の㊦及び㊧のいずれにも該当する者 ㊦ 区分「第1」から区分「第3」を通算した「従事期間」から、区分「第1」から区分「第2」のゴシック下線を通算した期間を除外して3年以上の者 ㊧ 国家資格による従事期間が通算して5年以上の者 ※ 国家資格 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士	

(注) 区分「第1」と区分「第3」との通算は可

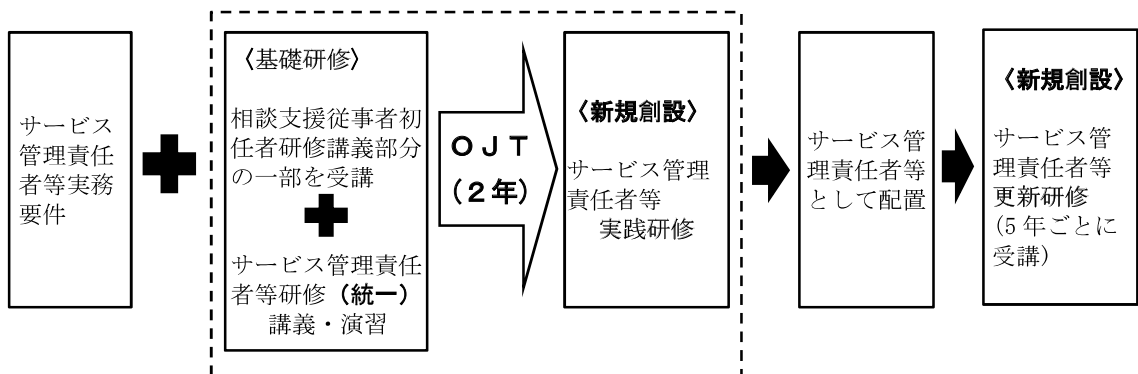
令和元年5月7日

兵庫県障害福祉課

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

見直しのポイント

- 研修が、基礎研修、実践研修、更新研修に分けられました。



- 研修のカリキュラムを統一し、共通で実施することになりました。

従来は介護、地域生活（身体、知的・精神）、就労、児童の分野に分けられていましたが、統一されたカリキュラムで実施されますので、「分野」という考え方がなくなりました。

このため、従事する事業所の種別により介護分野や地域生活（身体、知的・精神）分野、就労分野、児童分野（児童発達支援管理責任者）を分けて受講する必要がなくなりました。

平成30年度以前の受講者は、統一カリキュラムを受講したものとみなされます。⇒ いずれかの分野を受講していれば、他の分野のサビ管等研修を修了したものとなります。（例：介護分野のみの受講者であっても、地域生活（身体、知的・精神）分野や就労分野の研修、児童分野（児発管）の研修の修了者とみなされます。）

- 直接支援業務による実務経験が8年に短縮されました。
（他の業務は変更ありません。）

経過措置

この度の見直しに伴い、次のとおり経過措置が設けられることになりました。

- ◇ 見直し前の研修（平成18年度～30年度）受講済みの方
令和5年度末(2024年3月末)までは、更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者等として業務に従事することができます。
- ◇ 基礎研修受講時点で実務要件を満たしている方（平成31年度～令和3年度までの基礎研修受講者に限る。）
基礎研修の修了時点でサービス管理責任者等としての実務要件を満たしている場合は、実践研修修了前であっても、3年間に限りサービス管理責任者等の要件を満たしているものとみなされます。

配置する際の取扱いの緩和

研修の要件を満たすためには、「基礎研修+OJT（2年）+実践研修」の受講が必要になったことから、基礎研修までを修了した方については、次のとおり配置する際の取扱いが緩和されることになりました。

基礎研修を修了した方

- ▽ 2人目のサービス管理責任者等として配置可能
 既にサービス管理責任者等を1名配置している場合は、基礎研修を修了し、実践研修受講前の方を2人目のサービス管理責任者等として配置することができます。
- ▽ 計画原案の作成が可能
 基礎研修を修了し、実践研修受講前の方であっても、個別支援計画「原案」を作成することができます。

基礎研修受講者の実務要件の緩和

基礎研修から実践研修までの間にOJT2年以上が必要になったことから、基礎研修受講者の実務要件は、サービス管理責任者等として必要な実務経験年数よりも2年短い期間から受講できることになりました。

（例：相談支援業務5年⇒基礎研修は相談支援業務の実務経験3年で受講可能）

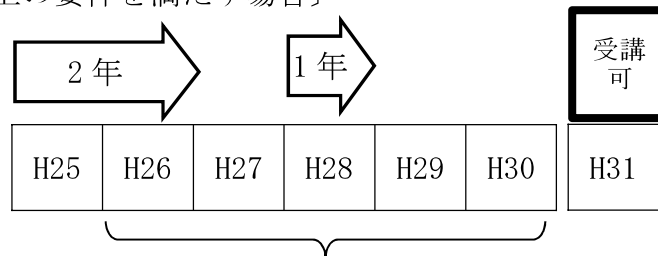
更新研修の受講

◎ 受講者の要件（次のいずれかに該当する方）

- 現にサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）、管理者又は相談支援専門員として従事しており、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）として従事している又は従事する予定の方。
- 過去5年間に通算2年以上のサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）、管理者又は相談支援専門員の実務経験があり、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）として従事している又は従事する予定の方。

【サービス管理責任者等としての実務経験により更新研修を受講する場合】

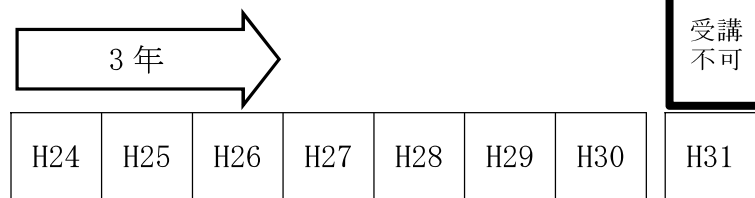
〔2年以上の要件を満たす場合〕



過去5年間のうちに2年以上の実務

○
但し、平成29年度以降の実務経験がない場合、令和2年度以降の研修は受講不可（平成27年度から31年度までの5年間に実務経験が1年しかないため）

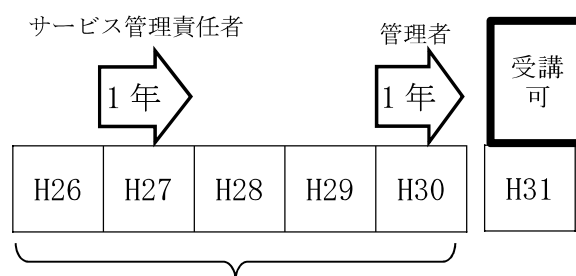
〔2年以上の要件を満たさない場合〕



過去5年間のうちに2年以上の実務

×

〔複数の業務で2年以上の実務がある場合〕



過去5年間のうちに2年以上の実務

○

《平成 30 年度以前の受講者》

平成 30 年度以前にサービス管理責任者等の研修を受講された方は、平成 31 年度から令和 5 年度までの間に更新研修を受講していただく必要があります。

ただし、最終の令和 5 年度に受講者が集中することがないように、平成 30 年度以前の受講者を、最初の分野の研修受講年度により更新研修受講年度を割り振る予定です（夏頃までにお示しする予定。）。

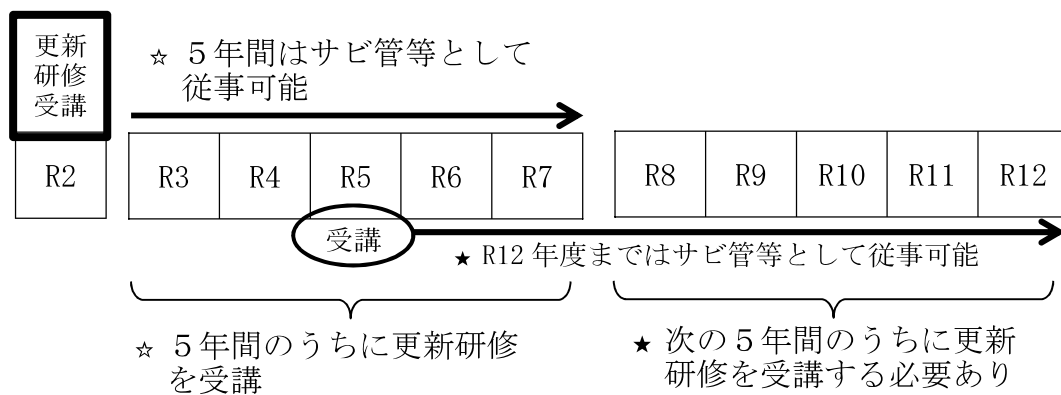
平成 31 年度の受講対象者 ⇒ 平成 18 年度～〇〇年度のサビ管等研修受講者

令和 2 年度の受講対象者 ⇒ 平成△△年度～□□年度のサビ管等研修受講者

令和 3 年度の受講対象者 ⇒ 平成☆☆年度～30 年度のサビ管等研修受講者

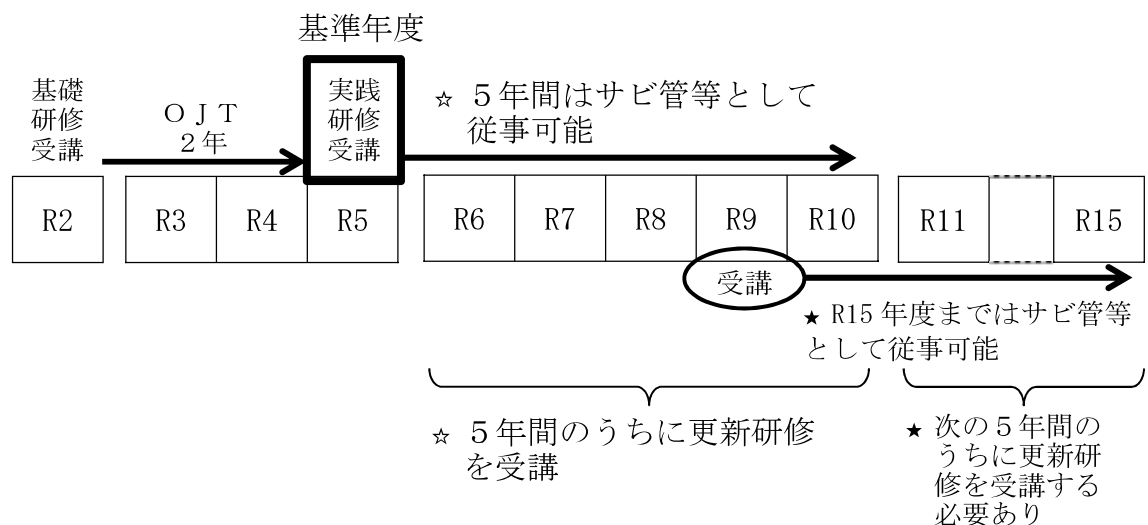
〔令和 2 年度に更新研修を受講した場合の例〕

基準年度



《平成 31 年度以降に基礎研修を受講する方》

〔令和 5 年度に実践研修を受講した場合〕



※ 5年間のうちに更新研修を受講できなかった方は、サービス管理責任者等として従事するためには実践研修を受講する必要があります（基礎研修の受講は不要です。）。

児童指導員等の資格要件等

指定申請又は変更・加算届出等には、該当する資格の証明書類を提出してください。

児童指導員資格要件	<p>次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 ② 社会福祉士の資格を有する者 ③ 精神保健福祉士の資格を有する者 ④ 学校教育法の規定による大学（<u>短期大学は含まない</u>）の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 <ul style="list-style-type: none"> ※ 「専修」が要件であるため、大学で社会福祉学等の単位を取得しただけの場合は、非該当 ⑤ 学校教育法の規定による大学（<u>短期大学は含まない</u>）の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者 ⑥ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑦ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑧ 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの ⑨ 学校教育法の規定により、<u>幼稚園</u>、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、都道府府知事が適当と認めたもの ⑩ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府府知事が適当と認めたもの <ul style="list-style-type: none"> ※ 「児童福祉事業」・・・社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業のうちの児童福祉法に係る事業（障害児通所支援事業を含む）
機能訓練担当職員要件	<p>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員</p> <p>【心理指導担当職員】</p> <p>次のいずれも満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者 ② 個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

社会福祉法第2条に規定する「社会福祉事業」

第1種社会福祉事業【児童福祉法】

- ① 乳児院、② 母子生活支援施設、③ 児童養護施設、④ 障害児入所施設、⑤ 情緒障害児短期治療施設、

⑥ 児童自立支援施設

第2種社会福祉事業【児童福祉法】

- ① 障害児通所支援事業、② 障害児相談支援事業、③ 児童自立生活援助事業、④ 放課後児童健全育成事業、
- ⑤ 子育て短期支援事業、⑥ 乳児家庭全戸訪問事業、⑦ 養育支援訪問事業、⑧ 地域子育て支援拠点事業、
- ⑨ 一時預かり事業、⑩ 小規模住居型児童養育事業、⑪ 小規模保育事業、⑫ 病児保育事業、
- ⑬ 子育て援助活動支援事業、⑭ 助産施設、⑮ 保育所、⑯ 児童厚生施設、⑰ 児童家庭支援センター、
- ⑱ 児童の福祉の増進について相談に応じる事業

【障害福祉サービス経験者】

学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービス（下記※）に係る業務に従事したもの

※ 障害福祉サービスとは

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「療養介護」、「生活介護」、「短期入所」、「重度障害者等包括支援」、「施設入所支援」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援」、「就労定着支援」、「自立生活支援」及び「共同生活援助」（地域生活支援事業の移動支援や介護保険法に基づくサービスは対象外）

障害児通所支援事業における運営に際しての主な留意事項 ※ 各サービス共通事項

運営に際しては、特に「1 利用定員関係」5項目、「2 業務全般」5項目、「3 児童発達支援管理責任者の業務」2項目、「安全管理関係」7項目、「5 県独自で定める基準」4項目にご留意いただき、児童発達支援、放課後等デイサービスの適切かつ質の高いサービスを提供してください。

なお、運営規程には、これらの項目を踏まえた具体的な取り組みを規定してください（「運営規程作成要領」参照）。

1 利用定員関係

(1) 利用定員（基準省令第11条、第59条、第69条）

区分	利用定員	例外
児童発達支援	10人以上	主として重症心身障害児を通わせる場合は5人以上
医療型児童発達支援		—
放課後等デイサービス		主として重症心身障害児を通わせる場合は5人以上

(2) 利用定員に関する特例（基準省令第82条）

○ 多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所に限る。）の場合

利用定員の合計数は全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上

（主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所にあつては、5人以上）

○ 多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所を除く。）の場合

利用定員の合計数が20人以上である場合は、当該多機能型事業所において実施する指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下、「指定児童発達支援」という。）の利用定員は5人以上

(3) 定員の遵守（基準第39条ほか）

指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならないこと。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(4) 提供拒否の禁止（基準省令第14条）

○ 原則として、利用申込みに対して応じなければならず、特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものであること。

○ 提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは、次のとおりであること。

① 当該事業の利用定員を超える利用申込みがあつた場合

② 入院治療の必要がある場合

③ 当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合

④ その他障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難な場合

(5) サービス提供困難時の対応（基準省令第16条）

基準省令第14条の正当な理由により、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合には、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないこと。

2 業務全般関係

(1) 相談及び援助（基準省令第29条）

常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならないこと。

(2) 指導・訓練等（基準省令第30条）

- 児童発達支援計画に基づき、日常生活における基本的な習慣の確立や社会生活での適応性を目指し、さらに地域での生活を念頭において行うことが基本であり、障害児の心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練を行うこと。
- 指導、訓練等の実施に当たっては、障害児の人格に十分配慮して実施すること。
- 障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(3) サービスの提供の記録（基準省令第21条ほか）

指定児童発達支援を提供した際には、当該指定児童発達支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を記録しなければならないこと。

(4) 秘密保持等（基準省令第47条）

- 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと。
また、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならないこと。
- 障害福祉サービス事業者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかななければならないこと。

3 児童発達支援管理責任者の業務

(1) 児童発達支援管理責任者の責務（基準省令第28条関係）

児童発達支援計画の作成（基準省令第27条）のほか、次の業務を担うこと。

- ① 相談及び援助（基準省令第29条）に規定する業務を行うこと
- ② 他の従業者に対して、指定児童発達支援の提供に係る技術的な指導及び助言を行うこと

(2) 児童発達支援計画の作成等（基準省令第27条ほか）

- 通所給付決定保護者及び障害児に面接し、アセスメントを行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容を検討しなければならないこと。
- アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、
 - ア 通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向
 - イ 障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期
 - ウ 生活全般の質を向上させるための課題
 - エ 指定児童発達の具体的内容（行事や日課等も含む）
 - オ 指定児童発達支援を提供する上での留意事項等を記載した児童発達支援計画を作成しなければならないこと。
- 児童発達支援計画の様式は、指定事業所毎に定めるもので差し支えないこと。
- 児童発達支援計画の原案を作成し、以下の手順により児童発達支援計画に基づく支援を実施すること。

- ア 指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めること。
- イ 作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し説明し、文書によりその同意を得ること
- ウ 通所給付決定保護者へ当該通所支援計画を交付すること
- エ 当該児童発達支援計画の実施状況を確認しながら、障害児について解決すべき課題を把握し、児童発達支援計画を見直すべきかどうかについての検討(少なくとも6月に1回以上。)を行うこと(定期的な通所給付決定保護者及び障害児の面接によるモニタリングの実施と、その記録の保存)。

4 安全管理関係

(1) 緊急時等の対応(基準省令第34条)

事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに、障害児の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならないこと。

(2) 非常災害対策(基準省令第40条ほか)

- 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備【消防法(昭和23年法律第186号)その他法令等に規定された設備】を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画【消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画】を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならないこと。
- 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならないこと。

(3) 衛生管理等(基準省令第41条)

- 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に従業者が感染源になることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じること。
- このほか次の点に留意すること。
 - ◎ 感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。
 - ◎ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、厚生労働省通知等に基づき適切な措置を講ずること。

(4) 身体拘束等の禁止(基準省令第44条ほか)

- 指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為を行ってはならないこと。
- やむを得ず身体拘束等を行う場合には、態様及び時間、障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないこと。

(5) 虐待等の禁止(基準省令第45条ほか)

- 障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(6) 苦情解決（基準省令第50条）

- 提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該施設等における苦情を解決するための措置を講ずること。

なお、当該措置の概要については、通所給付決定保護者等にサービスの内容を説明する文書に記載し、当該事業所に掲示することが望ましい。

- 苦情に対し指定児童発達支援事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定児童発達支援事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、内容等を記録すること。また、指定児童発達支援事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきであること。

5 尼崎市独自で定める基準

次の基準については、「尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例」（以下、「尼崎市基準条例」とする。）により本市独自基準を定めています。

(1) 人格の尊重（基準省令第3条）〔尼崎市基準条例第3条第2項〕

- 当該事業を利用する障害児又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に障害児等の立場に立って指定通所支援を提供しなければならないこと。

(2) 暴力団等の影響の排除〔尼崎市基準条例第3条第3項・第4項、第4条〕

- 事業所等の管理者は、暴力団員等であってはならない。
- 運営に際は、暴力団等の支配を受けてはならないこと。
- 事業者は、暴力団等でないものとする。

(3) 運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表（基準省令第26条）

〔尼崎市基準条例第3条第5項〕

- 提供する指定通所支援の質の評価を行い、常にその改善を図り、その評価の結果を公表するよう努めなければならないこと。（医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）

（※ 児童発達支援及び放課後等デイサービスは、基準省令第26条において、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない、と規定されています。）

(4) 研修による計画的な人材育成（基準省令第38条）〔尼崎市基準条例第3条第6項〕

- 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならないこと。
- 研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めること。

(5) 記録の整備（基準省令第54条）〔尼崎市基準条例第3条第1項〕

- 障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を「完結した日」から5年間保存しなければならないこと。

- ① 提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録
- ② 児童発達支援計画
- ③ 身体拘束等の記録、苦情の内容等の記録
- ④ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 等

- (6) 事故発生時の対応（基準省令第52条）〔尼崎市基準条例第3条第7項〕
- 障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに県・市・当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこと。
 - 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。
 - 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じ、その改善策を従業員に周知する体制を整備すること。
 - 障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこと（賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと）。

指定障害児通所支援事業の人員、設備及び運営の基準等について

1 基準等の制定の考え方について

現在、国基準省令を基準としているものについては、国基準省令の基準を基本としつつ、兵庫県基準条例及び尼崎市障害福祉サービス基準条例との均衡を図り、尼崎市社会保障審議会障害者専門分科会及び尼崎市自立支援協議会全体会からの意見及び市民意見公募手続（パブリックコメント）を経て、本市の実情等を鑑み、「尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例」において、本市の基準等を定めました。

2 本市の独自基準について

国基準省令の内容	本市で定める基準	考え方
<p>① 事故発生及び防止に関する規定 (事故発生時の対応)第52条 従うべき基準 事業者は、障害児に対する指定通所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。</p> <p>3 事業者は、障害児に対する指定通所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	<p>第3条第7項 指定通所支援事業者等は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>① 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。</p> <p>② 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその指定通所支援事業所等の管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該指定通所支援事業所等の従業者に周知される体制を整備すること。</p> <p>③ 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及びその指定通所支援事業所等の従業者に対して研修を行うこと。</p>	<p>事故発生時の対応だけでなく、事故防止及びその対応について規定するため。</p>
<p>② 人格尊重に関する規定 (一般原則)第3条第2項 参酌すべき基準 事業者は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。</p>	<p>第3条第2項 指定通所支援事業者等は、障害児又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に障害児等の立場に立ってサービスを提供しなければならない。</p>	<p>人格尊重について義務付けられた。</p>
<p>③ 運営内容の評価結果の公表に関する規定 (取扱方針)第26条第3項、第5項 参酌すべき基準 (障害児通所支援事業全般について)事業者は、その提供する指定通所支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (児童発達支援、放課後等デイサービスについて)事業者は、おおむね一年に一回以上、評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p>	<p>第3条第5項 指定通所支援事業者等(指定医療型児童発達支援事業者、指定居宅訪問型児童発達支援事業者及び指定保育所等訪問支援事業者に限る。)は、省令の規定(規則で定めるものに限る。)による評価の結果を公表するよう努めなければならない。</p>	<p>全てのサービス事業者に対して、評価結果の公表を促すことにより、サービスの質の向上等を図るため。 (※ 指定児童発達支援事業者及び指定放課後等デイサービス事業者は、国基準省令において義務規定)</p>

国基準省令の内容	本市で定める基準	考え方
<p>④ 研修に関する規定 〔勤労体制の確保等〕第38条第3項 参酌すべき基準 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>第3条第6項 指定通所支援事業者等は、省令の規定(規則で定めるものに限る。)に規定する研修の実施計画をその指定通所支援事業所の従業員の職務内容、経歴等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該従業員の計画的な育成に努めなければならない。</p>	<p>人材育成の一層の推進を図るため、国基準省令の研修機会の確保義務に加え、具体的な取扱い指針を定めるため。</p>
<p>⑤ 記録の保存期間に関する規定 〔記録の整備〕第54条第2項 参酌すべき基準 事業者は、障害児に対する指定通所支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定通所支援を提供した日から五年間保存しなければならない。</p>	<p>第3条第1項 指定通所支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定通所支援を完了した日から五年間保存しなければならない。</p>	<p>保存を必要とする書類の業務が完了した日として統一するため。</p>
<p>⑥ 暴力団排除の規定 規定なし</p>	<p>第3条第3項、第4項、第4条 指定通所支援事業者等及びその指定通所支援事業所等の管理者は、暴力団員及び暴力団密接関係者であってはならない。 指定通所支援事業所等は、その運営について、暴力団及び暴力団員等の支配を受けなければならない。 指定通所支援事業者等の申請者要件として、暴力団等でないものとする。</p>	<p>本市暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、暴力団等を利用することがないよう、暴力団等による参入や影響を排除することで、市民生活の安全と平穏を図るため。</p>

この資料において「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」は、国基準省令と表記します。
 この資料において「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例」は「兵庫県基準条例」と表記します。
 この資料において「尼崎市指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」は「尼崎市障害福祉サービス基準条例」と表記します。